

玉村町立南中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

平成29年4月改訂

平成30年5月改訂

令和元年5月改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会・いじめ防止対策委員会

○ 定期的な生徒指導委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当であるが、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会は、教育相談主任、養護教諭、SC、学級担任等も含め、構成する。

○ いじめ対策担当教諭は、生徒指導主事が兼務する。

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解

○ 職員会議では、全教職員で配慮する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、生徒理解を中心とした生徒指導やいじめに関する研修を行う。

(3) 警察との連携

○ 警察との連携窓口はいじめ対策担当教諭及び校長とする。

○ 伊勢崎警察署配属のスクールサポーターによる学校訪問、校内巡回を依頼する。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○ 一人一人が安心して学校生活を送れる温かい学級づくりを推進する。

○ 全学級で、Hyper-QUを実施、学級の状況を把握し、その活用を図り、学級経営に生かしていく。

(2) 確かな学力の向上

○ 共感的な学び合いをとおして、成就感や達成感を味わえる授業づくりに努める。

○ 学力向上プロジェクトを計画立案し、考え、表現させる授業の充実を図る。

(3) 道徳教育の充実

○ 道徳の授業を計画的に実施し、生徒一人一人の自己有用感を高める。

○ 全教育活動において道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 相談体制の整備

○ Hyper-QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の育成、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

○ SCを活用し教育相談の機能化を図るとともに、専門的な立場から助言を得る。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

○ 全校生徒のインターネットに関する使用状況を把握し、生徒に対するモラル教育や保護者への啓発をするな

どして迅速に対応する。特に、電子機器類については、「南中としてのスマホ等に関する提言」に則り、その所持・使用について指導する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 近隣小学校や中学校、高等学校や幼稚園との情報交換や交流学习を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 生徒と教師との日常の交流をとおした観察

- 生活ノート、二者・三者面談、チャンス相談、昼休み等、日頃から生徒の様子を観察する。

(2) 複数の教員の目による発見

- 日頃から、副担任、各教科担当、部活動担当等による生徒に関する情報交換をする。

(3) 「学校生活アンケート」の実施

- 毎月「学校生活アンケート」を実施し、いじめの有無を把握する。

(4) 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴え等に迅速かつ誠意をもって対応する。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」等を学校・学級だよりで積極的に発信し、いじめの発見に協力を求める。

(5) 相談機関等の紹介

- スクールカウンセラーや、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒がいつでも相談しやすい環境を整える。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 少なくとも3か月間は、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ防止に関する年間計画

	南中での取組	学級活動・生徒会活動等	玉村町・群馬県の取組等
4月 ～ 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」「南中のきまり」（生徒用）「南中生徒指導心得」（教員用）の確認 ・「いじめ防止基本方針」に則って、委員会の発足 ・全校生徒の情報交換（配慮を要する生徒含む）、昨年度までの指導の引き継ぎ ・相談室担当職員やＳＣとの連携を確認 ・学級の組織作り、学級目標の設定 ・家庭訪問にて、生徒の情報交換 ・学級経営案の作成 ・Ｑ－Ｕ検査の実施 ・情報モラル講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・部活動集会（1年本入部） ・学校生活アンケートの実施 ・あいさつ運動 ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・春の「いじめ防止強化月間」
6月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員懇談会 ・学校評議委員会 ・学校保健委員会（第1回） ・1年高原学校、2年職場体験学習、3年修学旅行における、班活動、集団行動を通じた協力姿勢 ・二者面談で生徒と向き合って話し、その様子を確認。情報交換 ・三者面談 ・リフレッシュ南中（校内の清掃活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 ・各学級・校内の「少年の主張」大会 ・生徒会行事「とげとげ言葉と、ふわふわ言葉。君が投げるのは、どっちのボール!?!」（いじめ撲滅に向けての取組） ・部活動の参加及び中体連激励会でのお互いの協力・支援 ・人権作文 ・「ともだちの日」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止フォーラム（伊勢崎・佐波地区）
9月 ～ 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けての準備・協力 ・玉陵祭に向けての準備・協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 ・「体育祭」、「玉陵祭」に向けての協力体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止ポスターコンクール
11月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間 ・人権講演会 ・性教育講演会 ・三者面談 ・2年東京体験学習での班活動、集団行動を通じた協力姿勢 ・学校保健委員会（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会交流会 ・冬の「いじめ防止強化月間」
1月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学説明会（新入生・新入生保護者への啓発） ・学校評議委員会 ・授業参観、保護者会における情報交換 ・小中情報交換会、中高情報連絡会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 ・「3年生を送る会」に向けての協力体制 ・1年の振り返り 	

※いじめ電話相談

・いじめ相談ホットライン	0120-88-9756	（群馬県総合教育センター子ども教育相談室）
・子ども教育相談室	0270-26-9200	（群馬県総合教育センター）
・群馬県教委義務教育課	027-226-4619	（群馬県教育委員会義務教育課生徒指導係）
・少年育成センター	027-254-3741	（群馬県警少年課付置機関）
・こどもホットライン24	0120-783-884	（群馬県中央児童相談所）
・よい子のダイヤル	027-224-4152	（群馬県生涯学習センター）
・こころの健康センター	027-263-1156	（群馬県こころの健康センター）
・子どもの人権110番	0570-070-110	（前橋地方法務局人権擁護課）
・24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	（各地域の教育委員会の相談機関）